

役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人北福社会
しらかば保育園

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北福社会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

(報酬等)

第3条 この規程に定める報酬総額および報酬額を支給する。

- 2 評議員に対しては、定款第8条で定める各年度の総額が14万円を超えない範囲で支給する。
- 3 役員に対しては、各年度の総額が40万円を超えない範囲で支給する。
- 4 評議員は、1回の出席につき5,000円を支給する。
- 5 非常勤役員は、1回の出席につき5,000円を支給する。
- 6 常勤役員で職員として立場を有するものは、報酬等は支給しない。ただし、勤務時間外に開催される理事会等に出席する場合において、非常勤役員に準じた報酬等を支給する。なお、役員等が保育園の業務に従事する場合は、時給1,500円を支給する。

(費用等)

第4条 役員及び評議員が、その職務のため出張する場合は、費用弁償として、しらかば保育園旅費規程に準じ、旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は現金をもって本人に支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則 この規程は、平成29年6月13日より施行する。

令和元年6月18日 一部改正